

令和3年11月30日

報道関係者 各位

## “ながさきヘルシーアワード”の受賞報告会について

この度、第3回ながさきヘルシーアワード（長崎県健康づくり優良事例表彰）応援の部において、島原市ウォーキングサークルが受賞いたしました。

つきましては、下記のとおり市長への受賞報告会を行いますのでお知らせします。

### 記

1. 日 時 12月7日（火） 10時～
2. 場 所 島原市役所 3階 第1応接室
3. 内 容 市長への受賞報告

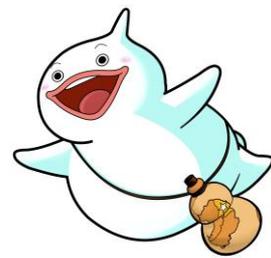
（参 考） 令和3年11月18日、第3回健康長寿日本一長崎県民会議総会において、ながさきヘルシーアワードの表彰式が開催されました。

島原市ウォーキングサークルでは、市民ウォーキングの開催やコロナ禍でも何かできることはないかと「しまばら元気湧くわく体操」を制作、体操の普及活動を行う等の市民の健康増進のための活動が評価されました。

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市保険健康課 健康づくり班 担当：末吉  
電話：0957-64-7713（島原市保健センター）  
E-mail：hocen@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

## 長崎県健康づくり優良事例表彰（ながさきヘルシーアワード）実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、健康長寿日本一に向けて、健康ながさき21（第2次）及び健康長寿日本一長崎県民会議の理念に沿って、健康づくりのための先進的な活動や独自の工夫により、成果を上げている企業・団体、教育機関、自治体（以下、企業等という。）を表彰することにより、県民運動の更なる展開を図ることを目的とする。

### 第2 実施主体

表彰は、知事が賞状を授与して行うものとし、副賞を添えることができるものとする。

### 第3 表彰の部門及び対象者

#### (1) 実践部門

- ・過去に実践部門で「ながさきヘルシーアワード」の受賞歴がなく、①～④のいずれかに該当する企業・団体、教育機関
  - ①構成員の健診受診率向上の取組を実施していること
  - ②構成員の野菜摂取量の増加など食生活改善に向けた取組を実施していること
  - ③構成員の歩数の増加など運動習慣定着に向けた取組を実施していること
  - ④上記のほか、構成員の健康づくりを推進するための取組を実施していること
- なお、長崎県健康経営認定企業は、上記の要件を満たすものとする。

#### (2) 応援部門

- ・過去に応援部門で「ながさきヘルシーアワード」の受賞歴がなく、①～④のいずれかに該当する企業・団体
  - ①地域住民など構成員以外に向けた健診受診率向上の取組を実施していること
  - ②地域住民など構成員以外に向けた野菜摂取量の増加など食生活改善に向けた取組を実施していること
  - ③地域住民など構成員以外に向けた構成員の歩数の増加など運動習慣定着に向けた取組を実施していること
  - ④上記のほか、地域住民など構成員以外の健康づくりを推進するための取組を実施していること
- なお、ながさき健康長寿サポートメンバー登録申請を行っていない企業・団体は、応援部門への応募をもって、ながさき健康長寿サポートメンバー登録申請を行ったものとみなす。

#### (3) 自治体部門

- ・過去に「ながさきヘルシーアワード」の受賞歴がなく、①に該当する自治体
- ①地域の課題に対応した健康寿命延伸の取組を実施していること

#### (4) ながさき3MYスター（継続部門）

- ・①②の全てに該当する企業・団体、教育機関、自治体
- ①過去に実践部門、応援部門、自治体部門のいずれかで受賞歴があること
- ②受賞した際と同様の取り組みを引き続き実施していること、もしくはそれ以上の取組を実施していること

#### 第4 応募要件

次の各号のいずれにも該当する企業等であること。

- (1) 長崎県内に所在していること
- (2) 過去5年間に、重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたことがないこと
- (3) 以下の①～⑤のいずれにも該当しないこと
  - ①暴力団員等、又はこれらと密接な関係を有すること
  - ②国税、地方税、社会保険料、労働保険料を滞納していること
  - ③労働安全衛生法、健康増進法の規定に違反していること
  - ④地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていること
  - ⑤長崎県から指名停止措置を受けていること

#### 第5 応募方法

自薦のほか、県が指定する推薦者（健康長寿日本一長崎県民会議委員）からの推薦により応募するものとする。

#### 第6 審査

受賞候補者の選定は、別に定める選定委員会において行うものとし、知事は、選定委員会の選定結果を踏まえ、次の(1)～(3)の部門で5団体程度の表彰を行うものとする。(4)については、表彰団体数の基準は設けないものとする。

- (1) 実践部門
- (2) 応援部門
- (3) 自治体部門
- (4) ながさき3MYスター（継続部門）

#### 第7 賞状等の贈呈の時期及び場所

賞状等の贈呈の時期及び場所については、毎年開催する健康長寿日本一長崎県民会議総会の日及び場所で行う。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

#### 第8 受賞者の業績の普及

県は、受賞者の業績の内容を報道関係機関や印刷物等を通じて広く県下に紹介する。

#### 第9 提出書類

応募者が提出する申込書及び添付書類は次のとおりとし、申込書の内容及び資料は、当表彰制度の広報等に使用するとともに、提出書類は原則として返却しない。

- (1) 長崎県健康づくり優良事列表彰（ながさきヘルシーアワード）応募申込書（第1号様式）
- (2) 企業等の定款又はこれに準ずる規則等（自治体部門を除く）
- (3) 取組の内容がわかる資料（取組結果や写真等）

#### 第10 事務局

本表彰の事務は、福祉保健部国保・健康増進課が行う。

#### 第11 補則

この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、令和元年7月22日から施行する。

附則 この要領は、令和3年5月17日から施行する。